

小金井市事業者物価高騰等対応支援金の詳細

事業概要	物価高騰及び中東情勢悪化等に伴い事業活動に影響を受けている市内の中小企業者等に対し、市内における経済活動の維持及び事業継続の支援を目的とした支援金を支給します。																							
支給対象者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者等で、以下の要件を全て満たすもの (1)次の表に当てはまる法人又は個人事業主(みなし大企業を除く。)																							
	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">業種</th><th colspan="2">次のいずれかに該当すること</th></tr><tr><th>資本金の額 又は出資の総額</th><th>常時使用する 従業員の数</th></tr><tr><td rowspan="4">会社又は 個人事業主</td><td>製造業、建設業、運輸業、その他</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td colspan="2">会社以外の法人</td><td>—</td><td>300人以下</td></tr></table>		業種	次のいずれかに該当すること		資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	会社又は 個人事業主	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	会社以外の法人		—	300人以下
				業種	次のいずれかに該当すること																			
		資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数																					
	会社又は 個人事業主	製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下																				
卸売業		1億円以下	100人以下																					
小売業		5,000万円以下	50人以下																					
サービス業		5,000万円以下	100人以下																					
会社以外の法人		—	300人以下																					
(2)令和8年10月1日以前の日から、法人にあっては市内に事業所を有して事業を継続していること、個人にあっては主たる事業所を市内に有して事業を継続していること、主たる収入が事業による収入であること、かつ、被扶養者でないこと ※倉庫、社宅、駐車場等、物の生産や販売、サービスの提供が従業員と設備を有して継続的に行われていない場所は、事業所には該当しない																								
(3)市税の納税義務者であって、申請日以前に納期が到来している市税及びその延滞金に滞納がないこと。ただし、徴収猶予がされている場合又は分割納付の誓約がされており、履行が確実に行われている場合を除く																								
(4)次のいずれにも該当しないこと ア 国、独立行政法人及び法人税法別表第1に規定する公共法人 イ 政治団体 ウ 宗教上の組織又は団体 エ 小金井市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者又はそれらと密接な関係を有する者 オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者 カ 事業を行うに当たって必要な許認可等の届出を行っていない者 キ その他市長が適当でないと認める者																								
支給金額	1事業所につき5万円																							
申請期間	令和8年10月15日(木)から令和9年1月15日(金)まで ※消印有効																							
支給方法	・申請書受領後、提出に不備がない場合は、おおむね1か月以内に指定口座に振り込みます。 ・支給の可否について、申請者宛に通知を出します。																							
申請に必要な書類 ※市ホームページからダウンロードできます	法人及び個人事業主で必要となる申請書が異なります。 【法人及び個人事業主問わず提出する書類】 ・小金井市事業者物価高騰等対応支援金支給申請書兼請求書(様式第1号) ・支援金を振り込む口座の情報が確認できる書類(振込口座の通帳の写し等で表面及び通帳を開いた1ページ目の写し、電子口座や紙媒体の通帳がない等の場合は振込先金融機関にて記載した内容が確認できる画面コピー等) ・誓約書(様式第2号) ・その他市長が必要と認める書類 【法人の場合に必要な書類】 ・直近の事業年度の確定申告書別表1の控え及び法人事業概況説明書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合は、法人設立・設置届出書又は履歴事項全部証明書(設立日が令和8年10月1日以前のもの)の写し(3か月以内に発行したもの) 【個人の場合に必要な書類】 ・青色申告を行っている場合にあっては、令和7年分の確定申告書第1表の控え及び所得税青色申告決算書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合、個人事業の開業・廃業届出書の写し(開業日が令和8年10月1日以前のもの) ・白色申告を行っている場合にあっては、令和7年分の確定申告書第1表の控え及び収支内訳書の控えの写し。ただし、創業後確定申告時期が未到来の場合、個人事業の開業・廃業届出書の写し(開業日が令和8年10月1日以前のもの) 【該当する場合のみ必要となる書類】 ・事業所の所在地が証明できる書類の写し(上記の添付書類で市内事業所所在地が確認できる場合は不要)																							
郵送申請先	〒102-8799 麴町郵便局留(〒102-0076 東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル) 小金井市事業者物価高騰等対応支援金 受付窓口																							